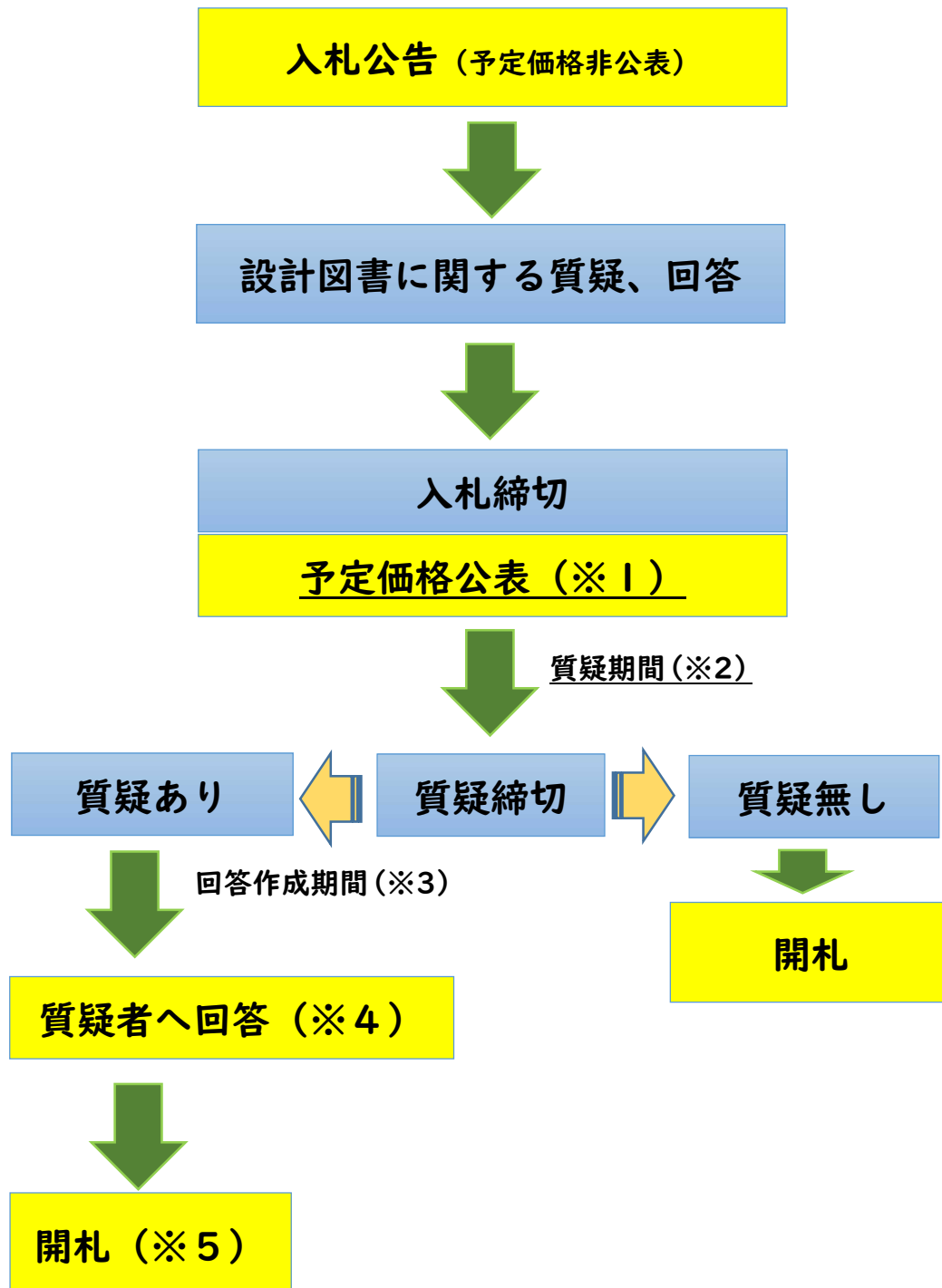


予定価格の事後公表及び質疑制度について



- (※1) 入札締切後直ちに入札情報サービスシステムで予定価格を公表
- (※2) 原則、予定価格を公表した日から起算して3日後(入札公告に記載)
- (※3) 原則、質疑を締め切った日から起算して4日以内(入札公告に記載)
- (※4) 該当入札を続行することが適当ないと認められる場合は、入札を取りやめることがある。
- (※5) 開札日は入札情報サービスシステムにて通知する。